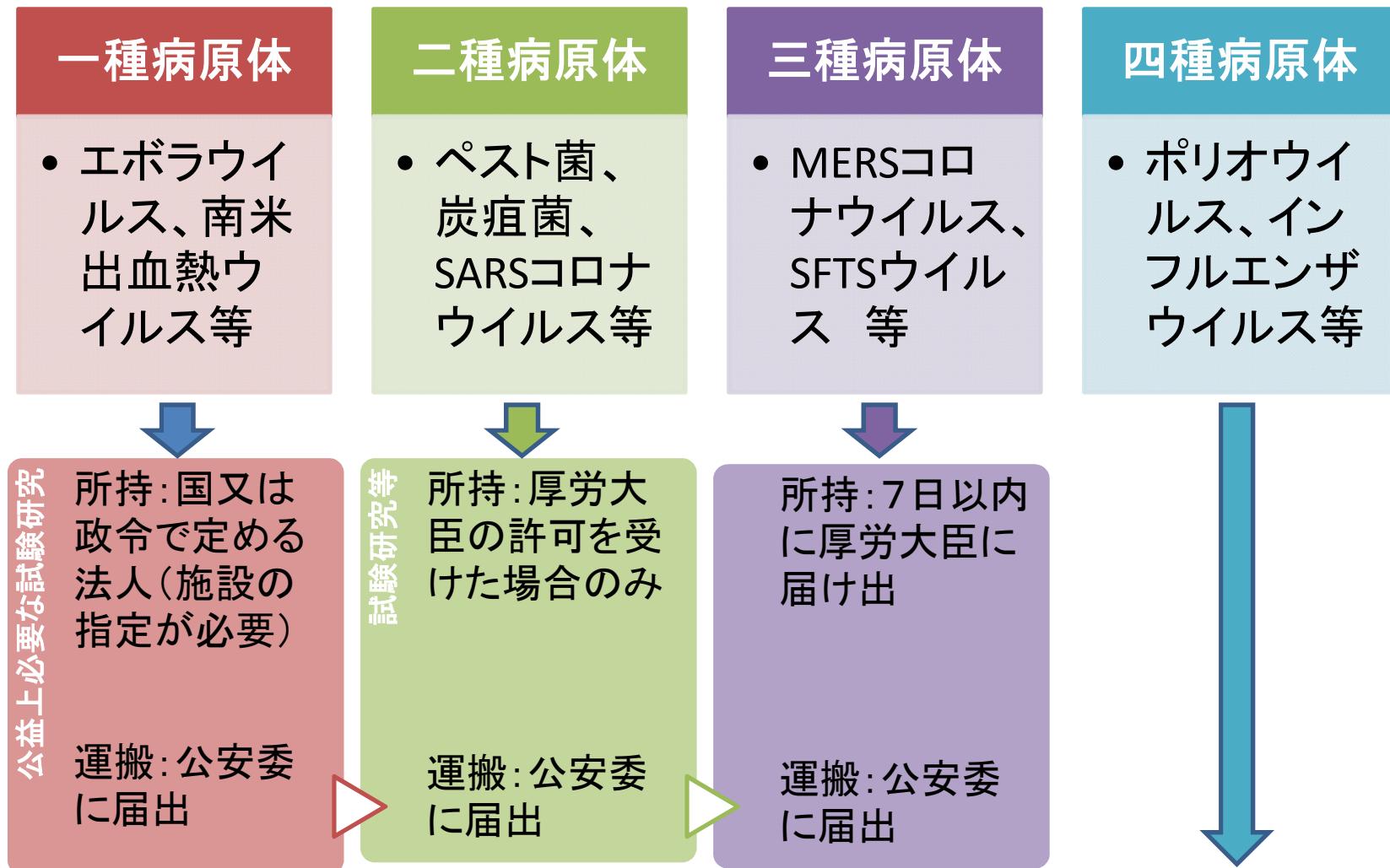


感染症法の概要 (特定病原体等の管理)



厚労省令 病原体等に応じた施設基準、保管・使用・滅菌等の基準
厚労大臣等による報告徴収、立入検査、改善命令、罰則

病原体所持者の義務

所持する病原体の種類により課せられる義務のレベルが異なる

	一種	二種	三種	四種
感染症発生予防規程の作成	○	○	—	—
病原体等取扱主任者の選任	○	○	—	—
教育訓練	○	○	—	—
滅菌譲渡	○	○	○	○
記帳義務	○	○	○	—
施設の基準	○	○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出(公安委)	○	○	○	—
事故届	○	○	○	○
災害時の応急措置	○	○	○	○

一種病原体等と二種～四種病原体等の施設基準等における主な違い

	一種	二種～四種
耐震構造	○	－
地崩れ、浸水	○	○
非常用予備電源設備	○	－
管理区域の監視室	○	－
シャワー室	○	－
安全キャビネット	クラスⅢ以上 ※	クラスⅡ以上
給気設備(HEPA)	○	－
排気設備	○(ニ以上のHEPA)	○(一以上のHEPA)
予備の排気設備	○	－
排水設備	高圧蒸気滅菌装置 及び薬液装置	○又は－

※ 陽圧服着用の場合は、クラスⅡ以上の安全キャビネット

感染症法「第11章 特定病原体等」の構成

参考1

第1節 一種病原体等(第56条の3～56条の5)

- 原則として、何人も、一種病原体等を所持してはならない。

第2節 二種病原体等(第56条の6～56条の15)

- 二種病原体等を所持しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第3節 三種病原体等(第56条の16、17)

- 三種病原体等を所持する者は、当該三種病原体等の所持の開始の日から7日以内に、・厚生労働大臣に届け出なければならない。

第4節 所持者等の義務(第56条の18～56条の29)

- 感染症発生予防規程の作成等、病原体等取扱主任者の選任等(一種・二種)
- 記帳の義務(一～三種)
- 施設の基準、保管等の基準(一～四種) 等

第5節 監督(第56条の30～56条の38)

- 報告聴取、立入検査、改善命令
- 厚生労働大臣と警察庁長官等との関係 等